



# 2018年10月より厳格化された 協会けんぽの被扶養者認定

健康保険では、一定の要件を満たした被保険者の家族も被扶養者として保険給付を受けることができます。被扶養者となるためには、協会けんぽに「健康保険被扶養者（異動）届」（以下、「異動届」という）を届け出ることになりますが、2018年10月1日から、被扶養者の認定事務が変更となり、異動届に添付する書類が変わりました。



## 1.被扶養者の範囲

健康保険の被扶養者となることのできる家族は、以下のとおりとなっています。

- ①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係を含む）、子、孫、弟妹、兄姉で、主として被保険者に生計を維持されている人
- ②被保険者と同居し、主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人
  - a. ①を除く被保険者の三親等以内の家族
  - b. 被保険者と内縁関係の配偶者の父母および子
  - c. b. の配偶者が亡くなった後における父母および子

なお、後期高齢者医療制度の被保険者等である人は、これらに該当しても被扶養者になることはできません。

## 2.変更となる被扶養者認定

今回は、日本国内に住む家族を被扶養者として認定する際に、身分関係と生計維持関係の確認について、これまで行われていた申立てのみによる認定ではなく、証明書類に基づく認定が行われることになりました。具体的には、届出に際して下表に示す書類の添付が必要になります。ただし、下表にもあるように一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することができます。

	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票の写し※1 (提出日から 90 日以内に発行されたもの)	続柄の 確認	次のいずれにも該当するとき ・ 被保険者と扶養認定を受ける人双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・ 左記書類により、扶養認定を受ける人の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130 万円（一定の場合には 180 万円）未満」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の 確認	・ 扶養認定を受ける人が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養家族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき※2 ・ 16 歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・ 振込の場合…預金通帳等の写し ・ 送金の場合…現金書留の控え（写し）		・ 16 歳未満のとき ・ 16 歳以上の学生のとき

※ 1 被保険者と扶養認定を受ける人が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限る。

※ 2 遺族年金、失業給付等の非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要。

従業員が入社するときには、家族のものも含めマイナンバーの回収を行い、住民票の写しを提出書類として求めている会社は多くあるかと思えます。また、健康保険の被扶養者は、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養家族となっていることが多く、添付書類が必要な対象者は限られると考えますが、確実に確認をするようにしましょう。